

議第 1 号

下呂市地域公共交通網形成計画策定について

下呂市地域公共交通網形成計画策定について、別紙のとおり承認を求める。

平成 29 年 5 月 11 日

下呂市地域公共交通会議  
会 長 服 部 秀 洋

【提案理由】

下呂市地域公共交通網形成計画策定のため

## 下呂市地域公共交通網形成計画策定調査業務仕様書（案）

### 1. 委託業務名および範囲

- (1) 委託業務名：下呂市地域公共交通網形成計画策定調査業務
- (2) 委託業務の範囲：下呂市全域及び周辺地域

### 2 委託期間

契約日から平成 30 年 3 月 30 日まで

### 3 下呂市の公共交通に関する現況と課題

#### (1) 下呂市の公共交通の概要

下呂市は平成 16 年 3 月に萩原町、小坂町、下呂町、金山町、馬瀬村の益田郡 5 町村が合併してできた広大な市で、合併前の市内交通体系は、萩原町及び金山町ではコミュニティバス、下呂町では自主運行バス、小坂町、馬瀬村では、民間路線バスが運行していた。

平成 20 年 4 月に下呂地域の自主運行をコミュニティバス化し、これまで不均衡であった萩原、下呂、金山の運賃の統一化を図るとともに、地域のニーズに対応するため下呂地域、金山地域の交通空白地帯にはデマンドバスの運行を開始し、市民生活の交通手段は最低限確保した。また、料金の見直しに併せて児童、生徒等には定期割引制度、高齢者等には福祉バスポートやデマンドバス用バスポートを導入し均衡を図った。

さらに、平成 24 年 3 月に公共交通ネットワークのあり方を検討した「下呂市公共交通計画」を策定し、利用の少ないコミュニティバスをデマンドバスに変更するなど見直しを行ってきた。その一方で、下呂温泉巡回バス等現在も実現にいたっていないものもある。

近年は、JR のダイヤ改正に伴うバス時刻の改正や、利用実態に応じた減便、デマンド化を行っている。福祉乗合型移動サービスの試験運行も実施中である。

#### (2) 課題

「下呂市公共交通計画」に基づき掲載事業を推進しているが、当該計画の計画期間は概ね 5 カ年程度と設定し、平成 28 年度が 5 カ年目の最終年度に相当する。

下呂市内のバス運行は、依然として全ての路線が赤字運営となっており、市が費用を負担しなければ維持できない状態のままとなっている。加えて、計画策定以降も下呂市の人口は減少し続けており、同じように公共交通の利用者数も減少している。さらには、高齢者の自動車事故増加をうけ、道路交通法が改正されたことにより今後免許返納者が増えてくると思われるため、その時に安心して公共交通を利用できる環境づくりが必要である。

また、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正」が、平成 26 年 11 月に施行されており、自治体は「地域公共交通網形成計画」と呼ぶ交通計画を定めることができるようになった。

こうした背景をふまえ、「下呂市公共交通計画」を検証し、評価を行うと共に、今も残る課題と新たな課題を整理し、今後の公共交通計画について見定める必要があるため、「下呂市地域公共交通網形成計画」の策定に向けた調査を実施する。

#### 4 業務の内容

##### (1) 現状分析

下呂市の人口分布、人口・世帯推移、主要施設立地状況、国勢調査等による人口流動、観光入込客数等、地域の概況について把握する。

##### (2) 公共交通運行状況把握

鉄軌道、民間路線バス、げろバス、デマンドバス、スクールバス、タクシー、福祉乗合型移動サービス等の公共交通の運行状況について把握する。

##### (3) 上位関連計画・関係法の動向整理

総合計画等の上位関連計画における公共交通の方向性や、地域公共交通活性化及び再生に関する法律の一部改正等の関係法の動向について把握する。

##### (4) 周辺地域の取り組み把握

高山市・郡上市等、周辺地域での取り組み（交通計画の策定、コミュニティバス事業の動向等）について把握する。

##### (5) 下呂市公共交通計画の評価

計画に記載した事業の進捗状況や計画期間中の交通施策に関する取り組み、公共交通の利用実績等から、下呂市公共交通計画について評価を行う。

##### (6) 地域ニーズ調査（住民意向・利用者意向・観光等関係者意向）

- ①住民意向調査：市民に対するアンケート調査
- ②利用者調査：濃飛バス、げろバス、デマンドバスの利用者に対するアンケート調査
- ③観光・学校等関係者調査：主要施設管理者及び各関係者に対するヒアリング調査
- ④自治会意向調査：自治会に対するヒアリング調査

##### (7) 実証調査

交通脆弱地域における既存路線の妥当性の検証や地域ニーズ及び、各交通機関の適切な役割分担に基づく、最適かつ持続可能な交通ネットワークを構築する為の実証調査を実施する。

##### (8) 課題の抽出、整理と今後の方向性の検討

(1)～(7)の成果をふまえ課題を抽出、整理し、今後の方向性を検討する。

##### (9) 地域公共交通網形成計画（案）の作成

(8)で検討した今後の方向性を踏まえた「地域公共交通網形成計画」(案)を作成する。

#### 5 その他業務

##### ○下呂市地域公共交通会議の運営支援

当該業務の推進にあたって、下呂市地域公共交通会議にて協議するための運営支援を行う。

#### 6 提出成果品

○下呂市地域公共交通網形成計画（案）、報告書、その他本業務において収集した資料およびデータ（電子データ含む一式）

# 下呂市地域公共交通網形成計画策定調査業務委託 に係る公募型プロポーザル実施要領（案）

## 【趣旨】

下呂市は平成 16 年 3 月に萩原町、小坂町、下呂町、金山町、馬瀬村の益田郡 5 町村が合併してできた広大な市で、合併後コミュニティバス、デマンドバスの運行開始や、運賃の統一化を図るなどして、市民生活の交通手段を最低限確保してきた。また、料金の見直しに併せて児童、生徒等には定期割引制度、高齢者等には福祉パスポートやデマンドバス用パスポートを導入し均衡を図ってきた。

さらに、平成 24 年 3 月に公共交通ネットワークのあり方を検討した「下呂市公共交通計画」を策定し、利用の少ないコミュニティバスをデマンドバスに変更するなど見直しを行ってきた。その一方で、下呂温泉巡回バス等現在も実現にいたっていないものもある。

近年は、JR のダイヤ改正に伴うバス時刻の改正や、利用実態に応じた減便、デマンド化を行っている。福祉乗合型移動サービスの試験運行も実施中である。

「下呂市公共交通計画」に基づき掲載事業を推進しているが、当該計画の計画期間は概ね 5 カ年程度と設定し、平成 28 年度が 5 カ年目の最終年度に相当する。

下呂市内のバス運行は、依然として全ての路線が赤字運営となっており、市が費用を負担しなければ維持できない状態のままとなっている。加えて、計画策定以降も下呂市の人口は減少し続けており、同じように公共交通の利用者数も減少している。さらには、高齢者の自動車事故増加をうけ、道路交通法が改正されたことにより今後免許返納者が増えてくると思われるため、その時に安心して公共交通を利用できる環境づくりが必要である。

こうした背景をふまえ、「下呂市公共交通計画」を振り返り、進捗状況について評価を行うと共に、今も残る課題と新たな課題を整理し、今後の公共交通計画について見定める必要があるため、「下呂市地域公共交通網形成計画」の策定に向けた調査を実施する。

そのため、専門的知識や経験を有している者の協力を得て、下呂市の地域特性を活かした地域公共交通網形成計画の策定に際して調査業務を委託するもので、本調査業務が専門性の高いものであることを考慮し、必要な各種調査、計画について実効性、創造性のある企画提案を求めるものである。

## 【プロポーザルの概要】

### 1 業務名

下呂市地域公共交通網形成計画策定調査業務委託

### 2 目的

下呂市が実施する地域公共交通網形成計画の策定に際して、調査業務を専門的な研究機関に委託し、円滑な地域公共交通網形成計画の策定業務の遂行に資することを目的とする。

### 3 対象地域

下呂市全域及び周辺地域を対象とする。

### 4 委託期間

当事業の補助金交付決定日～平成 30 年 3 月 30 日（金）

### 5 委託費の予定額及び支払い方法

- (1) 委託費の額は、上限 10,746,000 円（消費税及び地方消費税込み）以内とする。
- (2) 支払い方法は、国からの補助金交付後の一括払いとする。

### 6 業務内容

別紙、下呂市地域公共交通網形成計画策定調査業務委託仕様書による。

### 7 プロポーザル参加に際しての提出書類等

#### (1) 提出物

提出物	提出様式	提出部数	特記事項
① 申込書	様式 1	1 部	
② 企画提案書	任意	10 部	
③ 業務委託見積書	任意	2 部	・実施設計書に基づき算出・計上すること。 ・積算内訳書を添付すること。
④ 事業スケジュール	任意	10 部	
⑤ 会社等概要	任意	10 部	・会社概要、業務実績表、業務実施体制（責任者や担当者の氏名、資格、業務経歴）を添付すること。

#### (2) 提出図書の作成方法

A4 用紙縦使い、図書は A4 系列、A3 以上は内部折込、左閉じ仮製本。

#### (3) 提出図書の提出方法

平成 29 年●月●日（●）午後 5 時までに、下呂市役所生活部生活課に郵送又は持参すること。

### 8 審査

#### (1) 審査委員会

下呂市地域公共交通会議会長が指名する下呂市職員、下呂市地域公共交通会議委員で構成し、委員長は副市長とする。

(2) 日 時 平成 29 年●月●日（●）（詳細は後日通知）

(3) 場 所 下呂市役所下呂庁舎 3 階 第●会議室

#### (4) 選考方法

審査委員会において審査の上、最優秀提案者1者を選出する。(応募が1者の場合でも審査委員会を開催し基準点を満たした場合は最優秀提案者とする。基準点に満たなかった場合は再度公募し審査委員会にて審査する。)

(ア) 書類審査

(イ) プレゼンテーション審査(20分)、ヒアリング(10分)

#### (5) 選考基準

評価基準、点数については別紙「下呂市地域公共交通網形成計画策定調査業務委託に係る業者評価基準」に定めるとおりとする。

#### (6) 審査結果の通知

審査結果の通知は、各社に文書にて通知する。

### 9 質疑応答

(1) 質疑は平成29年●月●日(●)までとする。(wordファイルでメールによる。)

(2) 質疑はない場合でもその旨を連絡する。

(3) 平成29年●月●日(●)に全社へ質疑応答集を配信する。

mail: ○○○○○@city.gero.lg.jp

### 10 プロポーザルへの参加

#### (1) 参加資格

プロポーザルには、次に掲げる条件を全て満たす業者を指名する。

(ア) 下呂市の入札参加資格者名簿に業者登録をしていること。

(イ) 公共交通政策等についての見識があり、過去に同等な調査業務を受託していること。

(ウ) 調査業務の企画及び実施を的確に遂行できる能力を有すること。

(エ) 業務内容についての守秘義務を遵守できること。

(オ) その他、委託者側との協議に柔軟に対応できること。

#### (2) 参加条件(提出物の取扱い)

(ア) 応募に要する費用は、すべて応募者の負担とする。

(イ) 提案図書のコピーは提案者に帰属する。ただし、選定者の提案図書については、遂行業務に反映させるため、その権利を下呂市に帰属させる。

(ウ) 提案図書等の返却は原則として行わない。

### 11 その他

本業務は国の補助を受けて実施することから、プロポーザルにより選定された業者との契約については、交付決定後の契約締結とする。その際、現段階では補助金額が確定されていないことから、契約時において事業内容及び契約金額等を調整する場合もある。

(様式1)

平成29年 月 日

(あて先) 下呂市長

住 所

会 社 名

代表者名

印

### プロポーザル参加申込書

下記業務について、プロポーザル方式の参加申込をします。なお、添付資料については、事実と相違ありません。

### 記

- 1 業務の名称 : 下呂市地域公共交通網形成計画策定調査業務委託
- 2 添付資料
- 3 その他

以後の連絡は、下記あてにお願いします。

郵便番号 〒 —  
住 所  
電話番号 ( ) —  
FAX番号 ( ) —  
E-MAIL  
部 署  
氏 名

(注) 平成29年●月●日 (●) 午後5時まで提出すること。

# 下呂市地域公共交通網形成計画策定調査 業務委託に係る業者評価基準（案）

## ■ 審査委員

副市長、下呂市生活部長、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇

## ■ 評価基準項目及び点数

- ・評価については5名の審査委員により、以下の評価基準に基づき提案書類を審査する。
- ・評価基準各項目の配点合計を100点満点とするが、提案見積を除く90点満点で採点し、審査員全員の得点が基準点を越えるものを一次審査通過者とする。
- ・一次審査を通過したものの得点に提案見積の評価点数を加えた得点の合計で二次審査を行い、最も得点の高い者を最優秀提案者として選定する。
- ・上記による得点が高点の場合は、同者らによるくじ引きにより決する。
- ・基準点は提案見積の評価を除き45点とする。
- ・採点は、各項目10点満点（非常に良い10点、良い8点、普通6点、やや劣る4点、劣る2点、未提案等0点）とする。

## 1 受託者の評価（30点）

- (1) 公共交通施策の動向等に対し、十分な見識を有しているか。
- (2) 当該調査を行う体制が整っているか。
- (3) 当該調査に必要な研究員、業務遂行上の十分なネットワーク等を有しているか。

(1) 公共交通施策の動向等に対する見識 【評価点数 10点】

会社名	
点数	

(2) 当該調査を行う体制 【評価点数 10点】

会社名	
点数	

(3) 当該調査に必要な研究員、業務遂行上のネットワーク 【評価点数 10点】

会社名	
点数	

## 2 企画内容の評価（40点）

- (1) 独創性・実効性ある企画内容であるか。
- (2) 地域の特性を生かす企画内容であるか。
- (3) 企画内容の遂行上に問題はないか。
- (4) 本調査業務の目的を的確に反映した企画内容であるか。



(1) 独創性・実効性ある企画内容 【評価点数 10 点】

会 社 名	
点 数	

(2) 地域の特性を生かす企画内容 【評価点数 10 点】

会 社 名	
点 数	

(3) 企画内容の遂行上の問題 【評価点数 10 点】

会 社 名	
点 数	

(4) 本調査業務の目的を反映した企画内容 【評価点数 10 点】

会 社 名	
点 数	

### 3 プレゼンテーションの評価 (20 点)

- (1) 業務提案書の構成、表現等の内容は分かりやすいか。  
(2) 選定委員の質問の内容を正しく理解し、回答したか。

(1) 業務提案書の構成、表現等の内容 【評価点数 10 点】

会 社 名	
点 数	

(2) 選定委員の質問に対する回答 【評価点数 10 点】

会 社 名	
点 数	

### 4 提案見積の評価 (10 点)

【評価点数 10 点】

会 社 名	
計 算 方 法	10 点×参加者の中の最低参考見積額÷当該参加者の参考見積額 (小数点以下四捨五入)
点 数	